

えびの市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

えびの市水道事業給水条例（平成９年えびの市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第２２条関係）

料金区分 (１月につき) ＼ 用途及び口径		基本料金	従量水量及び従量料金 (１立方メートルにつき)
一般用	１３ミリメートル	１,４３０円	５立方メートル以下 ０円
	２０ミリメートル	１,９２０円	６立方メートルから １３０円
	２５ミリメートル	２,４００円	２５立方メートルまで
	４０ミリメートル	４,７９０円	２６立方メートルから １５６円
	５０ミリメートル	９,２３０円	５０立方メートルまで
	７５ミリメートル	１５,９６０円	５１立方メートルから １８２円
	１００ミリメートル	２３,９４０円	１００立方メートルまで
公衆浴場用		２５立方メートルまでは一般用を適用	
		２６立方メートル以上は１立方メートルにつき １１７円	
臨時用		１０立方メートルごとに	４,０００円
私設消火栓 (１栓につき)		演習用１回５分ごとに	３,０００円
プール用		１立方メートルにつき	９１円

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後のえびの市水道事業給水条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

- 3 施行日前から継続して給水を受けている者に係る料金であつて、施行日以後初めてその額が確定するものについては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

参考資料

【基本料金】

口 径 区 分	現 行	改 定 (案)	比 較		備 考
			増 額	改定率	
1 3 ミリメートル	1,100 円	1,430 円	330 円	30.00%	
2 0 ミリメートル	1,470 円	1,920 円	450 円	30.61%	
2 5 ミリメートル	1,840 円	2,400 円	560 円	30.43%	
4 0 ミリメートル	3,680 円	4,790 円	1,110 円	30.16%	
5 0 ミリメートル	7,100 円	9,230 円	2,130 円	30.00%	
7 5 ミリメートル	12,270 円	15,960 円	3,690 円	30.07%	
1 0 0 ミリメートル	18,410 円	23,940 円	5,530 円	30.04%	

(税抜き)

【従量料金】

用途区分	従 量 水 量	現 行	改 定 (案)	比 較		備考
				増額	改定率	
一 般 用	6 立方メートルから 2 5 立方メートルまで	100 円	130 円	30 円	30.00%	
	2 6 立方メートルから 5 0 立方メートルまで	120 円	156 円	36 円	30.00%	
	5 1 立方メートルから 1 0 0 立方メートルまで	140 円	182 円	42 円	30.00%	
	1 0 1 立方メートル以上	160 円	208 円	48 円	30.00%	
公衆浴場用	2 6 立方メートル以上は1 立方メートルにつき	90 円	117 円	27 円	30.00%	
プール用	1 立方メートルにつき	70 円	91 円	21 円	30.00%	

(税抜き)

基本料金と従量料金（一般用）を合わせた平均改定率 30.09%